

9.2 騒音に係る環境影響評価の結果の概要 (その1)

<p>調査結果</p> <p>◎騒音の状況</p> <p>○環境騒音 調査地点は、環境基準の類型指定はなされていないが、A類型相当値に当てはめると、平日の夜間で環境基準を超過している。</p> <p>○道路交通騒音 調査地点は、環境基準の類型指定はなされていないが、「幹線交通を担う道路に近接する空間」を用いて比較を行った場合、各地点ともに基準値を満たす値である。</p> <p>○航空機騒音 環境基準は、離島にある飛行場の周辺地域には適用されないが、航空機騒音に係る環境基準(70WECPNL以下)を当てはめると、平成13年の石垣空港周辺では全測定地点4地点中3地点で環境基準を超過している。現石垣空港における航空機騒音の調査結果によると、北東方面への離陸時(B 737-400型、500型)におけるパワー平均値は64.3~86.0dB(A)の範囲で推移し、磯辺集会所が最も高い値となっている。</p> <p>◎資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道の状況 資機材運搬車両等の運行経路として、大浜富野線、国道390号が想定されており、平日の12時間交通量で大浜富野線は約2,100台、国道390号(宮良)で約3,200台となっている。</p> <p>◎地表面の状況 事業実施区域周辺の土地利用状況は耕作地、牧草地、ゴルフ場などであり、タネ山、カタフタ山にまとまった樹林地が分布している。</p>	<p>計画検討に当たり講じた環境保全配慮・環境保全措置</p>	<p>予測結果</p>	<p>評価結果</p>	<p>環境保全措置</p> <p>事後調査及び環境監視</p>										
<p>工事の実施</p> <p>環境保全配慮 ・工事に用いる建設機械は低騒音型の建設機械を使用する。 ・資機材運搬車両等の運行経路の往路、復路を別経路とする。</p>	<p>○建設作業騒音 建設機械の稼働に伴い発生する建設作業騒音は、大里集落方面の敷地境界(事業実施区域境界)では74.5dB、大里集落端(敷地境界から約1.7km)では57.2dBと予測され、三和集落方面の敷地境界(事業実施区域境界)では73.6dB、三和集落端(敷地境界から約2.6km)では54.1dBと予測される。</p> <p>○道路交通騒音 資機材運搬車両等の運行に伴い発生する道路交通騒音は、三和の道路端における道路交通騒音は64.7~64.9dB(A)、与那原では58.5~59.6dB(A)、磯辺では66.5~67.0dB(A)、白保では60.6~60.7dB(A)の範囲と予測される。</p>	<p>◎環境影響の回避・低減の検討</p> <p>○建設作業騒音(建設機械の稼働) 事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮を予測の前提として検討した結果、建設機械の稼働に伴い発生する建設作業騒音は敷地境界(事業実施区域境界)で「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」である85dB(第1号区域)を満足しており、集落に及ぼす環境影響の程度は小さいと判断されることから、環境影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされていると評価した。</p> <p>○道路交通騒音(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行) 事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮を予測の前提として検討した結果、資機材運搬車両等の運行に伴う寄与分は、最大でも与那原で2.5dB(A)程度となるが、道路端から住宅まで約25m離れており、道路交通騒音はさらに小さくなること、与那原以外のその他の予測地点では道路騒音が周辺環境に及ぼす影響の程度は極めて小さいものと考えられることから、環境影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされていると評価した。</p> <p>◎国又は地方公共団体による環境保全の基準又は目標との整合性に係る評価</p> <p>○建設作業騒音 事業実施区域及びその周辺は、騒音規制法による規制地域の指定はなされていないが、建設作業騒音に係る環境保全の基準又は目標は、騒音規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」を環境保全の基準又は目標とする。</p> <table border="1" data-bbox="1120 950 1489 1015"> <tr> <td>区域の区分</td> <td>環境保全の基準又は目標</td> </tr> <tr> <td>第1号区域</td> <td>85 デシベル以下</td> </tr> </table> <p>建設機械の稼働に伴い発生する建設作業騒音は、大里集落方面、三和集落方面の敷地境界上(事業実施区域境界)で73.6~74.5dBであり、建設作業騒音に係る環境保全の基準又は目標を満足していることから、環境保全の基準又は目標との整合は図られているものと評価した。</p> <p>○道路交通騒音 事業実施区域及びその周辺は、騒音に係る環境基準の類型指定はなされていないが、「騒音に係る環境基準の改正について(平成10年9月30日付環大企第257号)」によると、「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)とされていることから、国道及び県道に位置する白保(国道390号)及び三和、磯辺(県道大浜富野線)については、「幹線交通を担う道路に近接する空間」の基準値を道路交通騒音に係る環境保全の基準又は目標とする。また、市町村道に位置する与那原(市道宮良産業道路)については「A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域」の基準値を道路交通騒音に係る環境保全の基準又は目標とする。</p> <table border="1" data-bbox="1052 1323 1624 1437"> <tr> <td>地域の区分</td> <td>環境保全の基準又は目標</td> </tr> <tr> <td>幹線交通を担う道路に近接する空間</td> <td>70 デシベル以下</td> </tr> <tr> <td>A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域</td> <td>60 デシベル以下</td> </tr> </table> <p>資機材運搬車両等の運行に伴い発生する道路交通騒音は、道路交通騒音に係る環境保全の基準又は目標を満足していることから、環境保全の基準又は目標との整合は図られているものと評価した。</p>	区域の区分	環境保全の基準又は目標	第1号区域	85 デシベル以下	地域の区分	環境保全の基準又は目標	幹線交通を担う道路に近接する空間	70 デシベル以下	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	<p>事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮を予測の前提として検討した結果、環境影響の程度は小さいと判断されることから、環境保全措置を講ずる必要はないものと判断した。</p>	<p>環境保全措置を講じないことから事後調査の必要はないと判断した。</p>
区域の区分	環境保全の基準又は目標													
第1号区域	85 デシベル以下													
地域の区分	環境保全の基準又は目標													
幹線交通を担う道路に近接する空間	70 デシベル以下													
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下													